

## サラリーマンの奥さん（3号被保険者） こんなときには こんな届け出を！

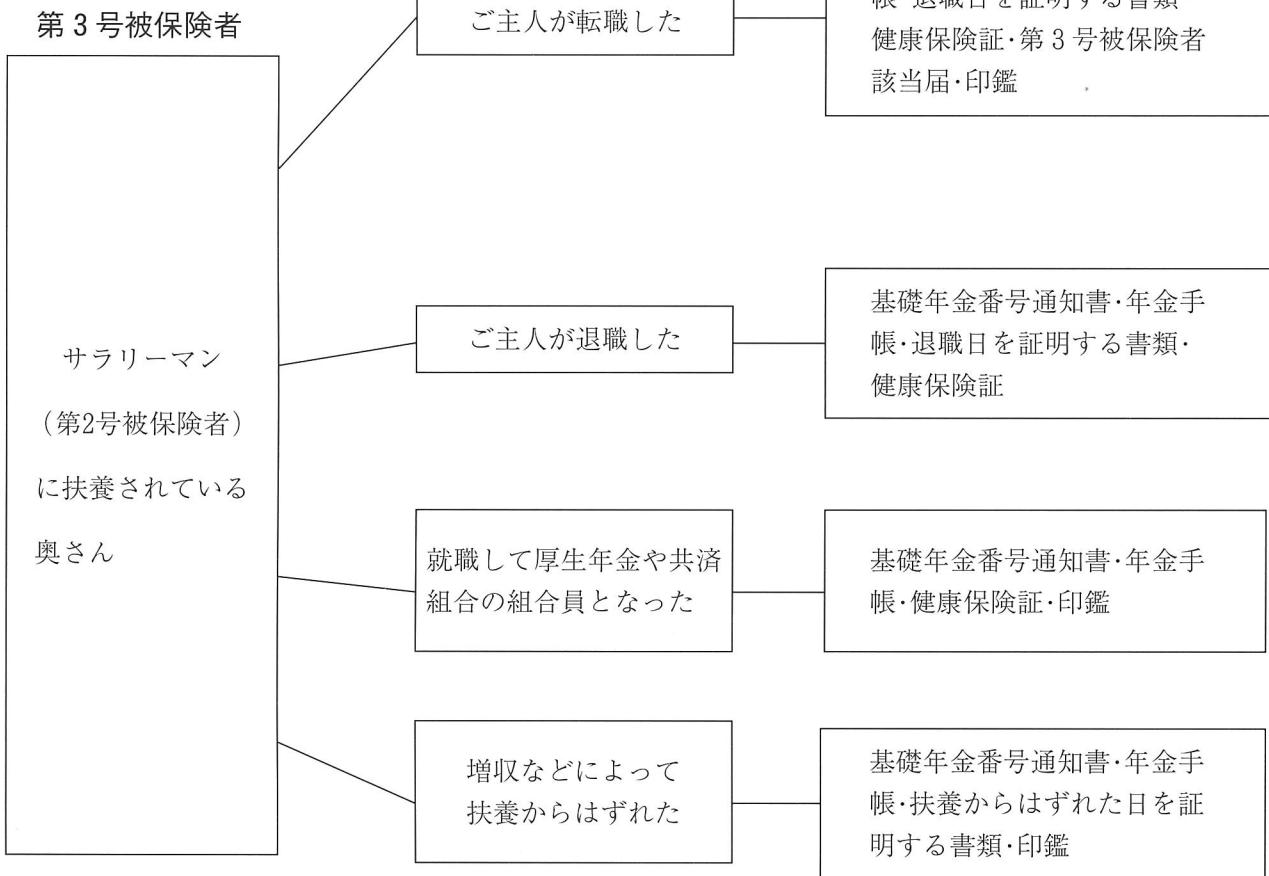
### 第1号被保険者

20歳以上の学生  
農林業、自営業者  
やその奥さんなど



### 第2号被保険者

サラリーマン、OLなど  
(厚生年金、共済組合の  
加入者)



第3号被保険者の届け出は2年を経過すると、その期間は保険料の未納期間となり、将来年金額が減額されたり、最悪の場合は年金が受けられなくなってしまいますのでご注意ください。

※問い合わせ先  
役場年金係 ☎ 82-8813

